

## 1 協働のまちづくり検討部会について

### (1) 位置付け

浜田市総合振興計画審議会の専門部会

### (2) 設置目的

ア 浜田市協働のまちづくり推進計画の策定及びその進捗状況の検証

イ まちづくりセンターの検証

### (3) 構成（13名）

※ 浜田市協働のまちづくりに関する条例検討委員会、公民館のコミュニティセンター化検討部会の構成団体

### (4) 計画の期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）※まちづくりセンターの検証は3年間

### (5) 事務局

地域政策部 地域活動支援課

## 2 これまでの経緯及び浜田市協働のまちづくり推進計画の策定趣旨

浜田市では、「浜田市協働のまちづくり推進条例（令和3年4月1日施行）」により、協働のまちづくりを推進するための基本理念として、以下のように規定しました。

### （基本理念）

第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
- (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
- (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

また、市民等※の権利及び役割として、

※市民、事業者及びまちづくり活動団体

### （市民等の権利）

第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

### （市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。

と規定しています。

一方、市の役割としては、

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。

3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

と規定しており、協働のまちづくりを推進する主体としては、

(協働のまちづくりの推進)

第15条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとする。

としています。

以上のように、この条例によって、浜田市における協働のまちづくりの基本的な考え方を示しています。

市民等及び市が協働のまちづくりを推進するための具体的な推進体制として、

(推進体制)

第21条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。

(浜田市協働のまちづくり推進計画の策定趣旨)

協働のまちづくり推進条例の理念を実現し、実践するためのより具体的な取組を定める。